

求 人 票

フリガナ	ユウゲンガイシャ タカハシゾウエントボク						
事業所名	有限会社 高橋造園土木						
所在地	〒 019-1404 秋田 県 仙北 郡 美郷町六郷字熊野226-1						
代表者名	代表取締役 藤岡 誠人						
連絡先	電話番号	0187-84-2375	FAX番号	0187-84-0444			
	Eメール						
	担当者	部署	代表取締役	氏名 藤岡 誠人			
ホームページ	http://www.tzd.jp						
事業内容・会社の特徴	・造園工事設計施工、土木工事設計施工 ・職人の「感性」と伝統の「技」そして樹木匠の「知識」を大切に造園業を展開。技術が認められ県内のみならず台湾にも顧客を増やしている。貴方もこの造園の世界で腕一本で勝負してみませんか。						
従業員数	当勤務事業所 16 人 (内女性 2 人) 企業全体 16 人 (内女性 2 人)						
求人内容	就業場所	事業所所在地と同じ					
	職 種	ガーデンデザイナー ※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。					
	年 齢	不問 (省令 号)					
	職務内容	*家まわりのデザインや庭のデザインを考える仕事です。 *絵を描いたり、ものづくりが好きな方が、力を発揮できる仕事です。 *経験がない方にも丁寧に指導しますので、安心してご応募ください。 *変更範囲:変更なし					
	求人数	1 人	学歴(履修科目)	不問			
	必要な経験	不問		定年制(有・無)			
	必要な資格	普通自動車運転免許 必須 (AT限定不可)		再雇用制度 無 勤務延長 無			
	求人内容の補足事項	*男女問わず、庭師・ガーデンプランナー・設計等と、個々の感性を発揮できる仕事です。ご応募お待ちしております。 *社会保険完備 *経験者又は有資格者は給与面で優遇します。 ◎Aターン者応募歓迎!					
勤務条件	給 与A	月給 日給 時給 年俸 その他 () 7,000 円～ 10,000 円					
	毎月定期的に支払われる手当B	精勤	手当	5,000円～30,000 円			
			手当	円			
			手当	円			
	毎月の賃金A+B	月額計算例 日給7,000円～10,000円×23.1日 166,700 円～ 261,000 円					
	通勤手当	なし ・ その他 ()					
	その他の手当	*資格手当 *技能手当					
	賞与(有・無)	(前年度実績) 年 2 回 計 ケ月分 または 0万円～ 250,000円					
	月平均労働日数	23.1 日	昇給(前年度実績) あり	1月あたり 0円～23,000円			
	雇用期間	定めなし その他 ()	試用期間	有り 1ヶ月 (労働条件異なる)			
	雇用形態	正社員					
	勤務時間	7:30 ～ 17:00 交替制有りの場合 ～ : ～					
	休憩時間	午前 30 分・ 昼 60 分・ 午後 30 分 合計 120 分					
	休日	日 その他 週休二日制 その他	年間休日	87 日 時間外月平均 10 時間			
	取得実績	介護休業	あり	産前・産後休業			
	マイカー通勤	可 ・ 不可 (駐車場 有 無) (自己負担 有 無)					
	加入保険等	雇用 労災 健康 厚生 財形 厚生年金基金 退職金共済 未加入 退職金制度 なし					
	住 宅	特になし		労働組合			
	勤務条件の補足事項	・6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日 ・就業規則あり ※試用期間中の日給7,000円 ※休日について、お盆、お正月、GW(それぞれ7日程度)。 その他会社カレンダーによる。 ※転勤の可能性なし					
	選考	選考方法	書類選考 筆記試験 面接(予定1回)				
面接場所		〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字熊野226-1 (勤務場所)					
応募書類		履歴書(写真付) 職務経歴書 ジョブ・カード 紹介状 (事業所所在地へ郵送)					
採否決定		面接後7日以内 通知方法 郵送 電話 (応募書類は選考後返却)					
(注)該当する項目は○で囲ってください		受理日	2020年9月14日		受理番号	2020-2-007	
		紹介期限	2025年8月31日		職業分類	008-04	

事業所様記入欄 事業所名 有限会社 高橋造園土木

年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、次のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、次の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- 1号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

【大仙市移住促進無料職業紹介所からのお知らせ】

求人票は雇用契約書ではありません。採用に際しては必ず『労働契約書』を交わし賃金等の条件面の確認をしてください。(労働基準法第15条1項)